

令和3年10月25日（月）～10月31日（日）の移動制限地域について

都道府県別・確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

 は国の緊急事態宣言対象地域
 は自治体独自の緊急事態宣言発出地域

	10月15日	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	左記1週間合計 (前週感染者数)	指標 人口10万人あたりの 感染者数/週	高度警戒地域/警戒地域	まん延防止 等重点措置
全国	517	500	424	221	367	387	334	2,750 (4,438) ↓	2.18		
北海道	27	24	38	11	12	14	11	137 (160) ↓	2.61	警戒地域	
青森	19	4			6	1	5	35 (101) ↓	2.81	警戒地域	
岩手								(1) ↓			
宮城	1	3	1					5 (14) ↓	0.22		
秋田		1				1	1	3 (2) ↑	0.31		
山形	4		4		9	1		18 (14) ↑	1.67		
福島	3	3	2	1				9 (7) ↑	0.49		
茨城	9	5	5	1	6	7	6	39 (73) ↓	1.36		
栃木	6	7	1	1	6	5	3	29 (60) ↓	1.50		
群馬	4	9	3	1	7	6	4	34 (54) ↓	1.75		
埼玉	26	22	19	14	17	13	11	122 (222) ↓	1.66		
千葉	17	9	17	6	12	13	21	95 (208) ↓	1.52		
東京	57	66	40	29	36	41	36	305 (540) ↓	2.19		
神奈川	33	35	37	23	10	16	39	193 (397) ↓	2.10		
新潟	5	3	1		1	1	2	13 (32) ↓	0.58		
富山	2	3	2	2		1		10 (27) ↓	0.96		
石川	3	1	2	1	1	4	8	20 (17) ↑	1.76		
福井	1		1		2	1		5 (24) ↓	0.65		
山梨		2		2	2			6 (9) ↓	0.74		
長野	2	7		2	4	5	2	22 (39) ↓	1.07		
岐阜	7	7	6	10	10	5	8	53 (118) ↓	2.67	警戒地域	
静岡	5	6	4	4	3	7	4	33 (30) ↑	0.91		
愛知	34	33	29	10	15	26	22	169 (245) ↓	2.24		
三重	9	6	2		2	4	6	29 (48) ↓	1.63		
滋賀	4	8	2	3	5	4	5	31 (23) ↑	2.19		
京都	13	9	6	2	7	8	4	49 (120) ↓	1.90		
大阪	65	78	71	29	83	73	42	441 (784) ↓	5.01	警戒地域	
兵庫	26	17	31	7	29	25	29	164 (264) ↓	3.00	警戒地域	
奈良	9	6	3	4	3	11	2	38 (75) ↓	2.86	警戒地域	
和歌山	1				1	1		3 (9) ↓	0.32		
鳥取	1			2	1			4 (11) ↓	0.72		
※ 島根	1	6	17		2	8		34 (5) ↑	5.04	警戒地域	
岡山	7	4	6	4	9	8	3	41 (43) ↓	2.17		
広島	28	22	16	6	5	14	9	100 (103) ↓	3.57	警戒地域	
山口	3	9	5	4	3	4	1	29 (51) ↓	2.14		
徳島	1	3						4 (5) ↓	0.55		
香川			1		1		1	3 (3) ↓	0.31		
愛媛	5	7	6	3	4	4	7	36 (68) ↓	2.69	警戒地域	
※ 高知	2	3	4	8	2	2	4	25 (10) ↑	3.58	警戒地域	
福岡	16	21	14	8	10	15	11	95 (140) ↓	1.86		
佐賀		2	2	5	4	5	2	20 (20) ↓	2.45		
長崎	4	5	11	2	6	6	5	39 (34) ↑	2.94	警戒地域	
※ 熊本	18	13	8			4	2	45 (15) ↑	2.57	警戒地域	
大分	1	2				2		5 (31) ↓	0.44		
宮崎	3				1	1		5 (4) ↑	0.47		
鹿児島	4	4			1			9 (19) ↓	0.56		
沖縄	31	25	7	16	29	20	18	146 (159) ↓	10.05	高度警戒地域	

※ は新たに追加した都道府県

★NHK特設サイト新型コロナウイルス都道府県別感染者数 <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/>（自治体が過去の数値を修正することがあります。）

国内における移動制限に関する基準について

令和2年8月4日制定，令和2年10月6日改訂，
令和3年1月12日改訂，令和3年1月29日改訂，
令和3年3月16日改訂，令和3年4月6日改訂

富山大学新型コロナウイルス危機対策本部では，学生及び教職員など本学構成員に対して「新型コロナウイルスに関する対応について」において感染予防対策を始め，教育，研究等への活動制限を実施してきました。このたび学生・教職員の国内における移動制限に関する基準について，次のとおり改訂しましたので，4月以降はこれに基づき行動していただくよう，お願いします。

この基準は，直近の1週間（金曜日から木曜日）の各都道府県における新型コロナウイルスの感染者数を基に次週の指標を表示します。指標は，各都道府県の1週間の人口10万人当たりの感染者数を示し，この数値が2.5人以上となると警戒地域，7.0人以上となると高度警戒地域とします。

○ 学生・教職員（附属病院職員及び医療実習生等関係者を除く）の出張・旅行等の移動制限について，次のとおり取り扱います。

- 1) 「緊急事態宣言」（都道府県が個別に発出するものを含む。）が発出された都道府県については，宣言が解除されるまで当該都道府県への出張・旅行等は原則禁止とします。なお，業務の関係からやむを得ず移動する場合は，事前に部局長の許可を受けるとともに，帰着した後の2週間は自身の健康観察を厳重に行ってください。
- 2) 高度警戒地域（緊急事態宣言が発出された都道府県は除く。）への移動は，感染防止対策を徹底した上で，可能とします。また，「まん延防止等重点措置」が実施されている区域への移動は，特に慎重に判断してください。
大人数や長時間の飲食，基本的感染防止策が不十分と思われる場所への出入り等，感染リスクを高める行動は絶対に避けてください。その上で，帰着した後の2週間は，自身の健康観察をより注意深く行ってください。
- 3) 警戒地域への移動は，感染防止対策を徹底した上で，可能とします。帰着した後の2週間は，自身の健康観察を注意深く行ってください。
- 4) 本学へ来学する方は，国内出発地に関係なく，「富山大学における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に沿った感染防止対策を徹底の上，来訪をお願いします。ただし，緊急事態宣言が発出されている都道府県からの来学は，自粛願います。（緊急事態宣言が発出されている都道府県から来学している非常勤講師の授業については，遠隔授業又は休講とし，休講の場合は後日補講とします。）

改訂箇所に下線。上記の取り扱いについて，本学に罹患者が出た場合や，地域あるいは全国的な感染拡大が見られた場合は，見直しを行います。